

掲載サービス約款

第1条(本約款の適用)

1. 本約款は、株式会社ぐるなび(以下「当社」といいます)が提供する第3条(本サービス)に定めるサービス(以下「本サービス」といいます)の利用を希望し、当社がこれを承諾した者(以下「契約者」といいます)と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。なお、本サービスの利用にかかる取引を行うにあたり、当社及び契約者は、本約款に基づく契約(以下「本契約」といいます)を締結します。
2. 本サービスの利用にあたっては、別途当社が定める基本約款に基づき基本契約を締結していることを前提とし、本約款のほか、基本約款(以下、本約款と併せて「当社約款」といいます)が契約者に適用されます。
3. 本約款に定めのない事項に関しては、基本約款の定めが適用され、基本約款の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用されます。
4. 契約者が最新の基本約款に同意した場合又は第2条(本契約の締結及び成立)の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本契約(第2条第3項に定義されます)について、最新の基本約款が適用されます。
5. 本約款に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、基本約款における定義と同一の意義を有するものとします。

第2条(本契約の締結及び成立)

1. 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等(以下併せて「申込書等」といいます)に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第4条(基本契約の締結及び成立)の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができないことがあります。この場合、遅滞なく利用希望者に対する旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べる事ができないものとします。
3. 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立します。

第3条(本サービス)

1. 当社は、本サービスとして、以下の各号に定めるサービスを契約者に対し提供します。
 - (1) 掲載サービス
契約者が申込書等において本サービスの利用の対象として指定した店舗、施設等(以下「指定店舗等」といいます)に関する情報(以下「指定店舗等の情報」といいます)及び契約者又は代理店顧客(第三者のために契約者となる者の顧客を指す)が発信する情報(以下、「指定店舗等の情報」と併せて「掲載情報」といいます)を申込書等又は営業資料において記載され又は指定されたサイト(以下「当社サイト等」といいます)に掲載し、公衆送信等の方法によりインターネット利用者等(以下「ユーザー」といいます)に対して提供するサービス
 - (2) 管理システム
当社は、掲載サービスの提供に付随して、契約者の通信端末等から当社のサーバーにアクセスし、契約者自らが掲載情報の変更等ができる機能その他契約者が本サービス及び本サービスに付随するサービスを利用するために必要な機能を有する管理システム(以下「管理システム」といいます)を提供することができます。但し、当社が管理システムを利用可能とした場合に限りです。
2. 当社は、前項に定めるサービスのほか、本サービスに関連して契約者の販売促進を支援するためのサービスその他の各種サービス(以下「オプションサービス」といいます)を提供することがあります。契約者がオプションサービスの利用に申し込みたい場合は、当社所定の方法に従って申込みものとします。但し、当社は、オプションサービスの利用について承諾する義務を負わず、契約者はこれに異議を述べる事ができないものとします。
3. 契約者は、指定店舗等以外において本サービスを利用することはできません。
4. 本サービスの詳細(本サービスの内容、本サービスにかかるシステムの機能並びに指定サイト等のデザイン及びURLを含みますが、これらに限られません)は、申込書等及び営業資料等に記載のとおりとし、当社はこれを随時自由に見直すことができるものとします。但し、基本約款第2条(約款の変更)の定めに従って変更を行う場合、基本約款第2条(約款の変更)に定める手続きに則るものとします。

第4条(掲載手順)

1. 契約者は、申込後、相当期間内に、当社所定の方法で、指定店舗等の情報及びこれらに関連する素材(画像、テキストを含みますが、これらに限られず、以下併せて「素材等」といいます)を当社に提供します。
2. 当社は、素材等を当社が別途定める掲載基準に従い審査し、当該掲載基準に該当しないと当社が判断した場合、当社は契約者に対し素材等の修正を要請し、契約者はこれに速やかに応じるものとします。
3. 当社は、掲載基準を満たした素材等を基に指定店舗等の情報を指定サイト等に掲載するためのページ(以下「契約者ページ」といいます)を制作します。
4. 当社が契約者に対し、契約者ページの校正確認を依頼した場合、契約者は当該依頼に速やかに応じるものとします。
5. 素材等の当社への提供遅延、修正遅延、校正確認遅延等当社の責めに帰すべき事由によらず契約者ページの掲載遅延、不完全な掲載、未掲載等が発生した場合であっても当社は債務不履行の責任は一切負わないものとします。

第5条(アカウントの管理)

1. 当社は、管理システムを利用する契約者に対し、管理システムを利用するためのID及びパスワード等(以下併せて「アカウント」といいます)を提供します。また、本サービスの提供において連携する第三者が発行するアカウントを契約者に対し提供する場合があります。
2. 契約者は、パスワードを設定するにあたり、第三者から推測されにくいパスワードを設定する義務があります。
3. 契約者は、アカウントを安全かつ適切な方法で厳重に管理し、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本サービスの利用の目的以外に使用してはな

- らないものとします。
4. 契約者は、代理店顧客にアカウントを開示し使用させる場合には、当該代理店顧客に本約款において契約者が負う義務と同等の義務を課さなければならないものとします。
5. アカウントを使用して行われた行為のすべては、契約者による行為とみなして契約者は当社に対し、その責任を負うものとします。
6. アカウントに関連して、当社の責めに帰すべき事由によらず契約者その他第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。
7. 原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合、契約者は、直ちにアカウントを破棄するものとし、本契約の終了後はアカウントを使用してはならないものとします。

第6条(禁止事項)

契約者は、掲載者情報に以下の各号に該当する情報(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する情報を含む)を含めてはならないものとします。

- (1) 当社約款等に違反するもの
- (2) 事実と異なる情報または真実性が疑わしいもの
- (3) 消費者に誤認混同を生じさせるもの
- (4) 不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法その他関係法令に違反するもの
- (5) 第三者の知的財産権等を侵害する表現又は内容を含むもの
- (6) 第三者の名誉・プライバシー・肖像権その他の権利を侵害するおそれのある表現又は内容を含むもの
- (7) 性的好奇心を煽るような情報またはグロテスクな情報その他利用者に不快感を与えるもの
- (8) 当社が使用を認めない技術を使用して作成されたもの
- (9) コンピュータウイルス、有害なプログラム等を含むもの
- (10) その他当社が別途定める情報規定等において禁止するもの

第7条(契約者の責任)

1. 契約者は、当社による掲載情報の利用が、第三者の著作権、著作人格権、肖像権、商標権、その他の知的財産権又は他のいかなる権利をも侵害しないよう自己の責任と費用負担において当該第三者との間で必要なすべての権利処理を予め完了させるものとします。
2. 契約者は、掲載情報の内容が事実と合致することその他掲載情報について、ユーザーその他の第三者に対し一切の責任を負うものとします。当社は、掲載情報につき一切責任を負いません。
3. 契約者は、掲載情報の内容について景品表示法、商標法、不正競争防止法及び消費者契約法その他の法令を遵守しなければなりません。また、契約者は、ユーザーその他の第三者に対し誤解を生じさせる表示をしてはならず、また不誠実な対応により第三者に迷惑を蒙らせてはなりません。
4. 当社は、契約者が本条第1項乃至第3項のいずれかに違反すると判断した場合、利用者に対して掲載情報の変更を求め又は自ら本サービスの停止、掲載情報の削除・変更を行うことができるものとします。
5. 本サービスの利用に起因し、又はこれに関連して、当社とユーザーその他第三者との間で生じた一切の紛争については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、契約者が自己の費用と責任において誠実に対応するものとします。但し、当社が当該紛争に対応した場合、当社は契約者に対し、当該紛争の解決のために要した費用全額(訴訟費用、弁護士費用等を含むがこれに限られない)を請求することができるものとします。

第8条(契約者サービス)

1. 契約者は、本サービスを利用して、契約者サービスを提供するにあたっては、各種の関係法令を遵守するものとします。
2. 契約者サービスに関する契約(以下「契約者サービス契約」といいます)は、契約者と契約者サービスを利用する利用者(以下「契約者サービス利用者」という)との間で成立するものであり、当社は契約者サービス契約の当事者にはなりません。
3. 契約者は、契約者サービス利用者からの問い合わせ、申込み等に遅滞なく誠実に対応するものとします。
4. 契約者は、個別契約期間中であるか否かを問わず、契約者サービス契約に基づく権利の行使及び義務の履行(契約者サービスに必要な説明、契約者サービス契約の締結を含むがこれらに限られません)を、契約者の責任と負担において、契約者サービス利用者に対し直接行うものとします。
5. 契約者サービスに起因し又はこれに関連して契約者サービスの利用者又は当該契約者サービスの利用者に関連する第三者と当社又は契約者との間で何らかの紛争が生じた場合(契約者サービス契約の変更又はキャンセル、契約者サービス契約の目的である契約者サービスの瑕疵に起因し又はこれに関連して生じた紛争を含むがこれらに限られません。但し、当該紛争が当社の責めに帰すべき事由により生じた場合を除きます)、契約者は、当社を免責し、契約者の責任と負担において、当該紛争から当社を防御し、当該紛争を解決する責任を負うものとします。
6. 契約者は、前項の紛争の解決にあたっては、適切に対応し、当社に対して随時経過の報告を行うものとします。また、契約者が当該紛争の解決にあたって、契約者サービス利用者又は当該契約者サービス利用者に関連する第三者に対して通知等を行う場合には、契約者は、当該通知等の内容について事前に当社に対し報告を行うものとします。
7. 前項の定めにかかわらず、契約者サービスに関する紛争について、解決に向けた対応を当社が行う必要があると判断した場合又は当社が対応せざるを得ない場合、当社は、契約者の同意を得ることなく、当該紛争に対応すること(解決のための交渉に関与することのほか、契約者サービスに関する紛争に係る訴訟に参加することを含みますがこれらに限られません。)ができるものとします。なお、当社が要請した場合、契約者は基本約款第12条(調査協力義務)に従って解決に向けて当社に協力するものとします。当社は、契約者サービス利用者又は当該契約者サービス利用者に関連する第三者に対して、当該紛争に関する情報の提供その他の協力を行うことができるものとします。但し、当社の紛争解決に向けた対応の結果、契約者に何らかの損害が生じた場合であっても当社はその損害を賠償する責任を負いません。また、契約者は、当社が当該紛争に対応したことによって当社に生じた費用全額(訴訟費用、弁護士費用を含むがこれらに限られない)を負担するものとします。

当社所定の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を解約することができるものとします。なお、解約希望日が月(暦月ではなく、契約者ページの掲載日から1か月の期間をいう)の途中であっても、契約者は、月額で定められた利用料金の全額を支払う義務を負い、当社は、日割り計算による減額又は返金を行いません。

第9条(本サービスの提供の停止等)

1. 当社は、基本約款第13条(本サービス提供の停止等)の定めに加え、以下の各号に該当する場合、契約者ページの掲載を停止する等本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができます。
 - (1) 何らかの事由により契約者ページに記載された契約者サービスの提供ができない又はそのおそれがある場合
 - (2) 契約者ページに記載された契約者サービスについて契約者サービス利用者への応答若しくは対応が一定期間できない又はそのおそれがある場合
2. 契約者は、前項に定める事由に該当する又はそのおそれがある場合は、速やかに当社に通知を行うものとします。
3. 第1項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金の全額を支払うものとします。

第10条(知的財産権等)

1. 掲載情報に関する権利(特許権、商標権、著作権等の知的財産権その他一切の権利を含み、以下「知的財産権等」といいます)は、契約者又は代理店顧客に帰属するものとします。
2. 以下の各号に掲げる本サービスにかかる情報(掲載情報は除きます)に関する知的財産権等は、当社又はその権利を有する者に帰属します。
 - (1) 当社サイト、管理システム又は本サービスにおいて提供される文章、画像、動画、プログラムその他の文字、図形、色彩、音声若しくは映像又はこれらを組み合わせたもの
 - (2) 当社サイト、管理システム又は本サービスにおいて提供される著作物その他の本サービスを構成する情報(デザイン、レイアウト若しくは構成を含むがこれらに限られない)
3. 当社は、本サービスに関連して収集した情報を当社の事業の範囲内において使用することができます。

第11条(掲載情報の使用許諾)

1. 契約者は、当社に対し、本サービスを提供するため又は本サービスの目的の範囲内において、掲載情報の全部又は一部を複製、翻案、公衆送信等の方法により利用することを無償で許諾するものとします。
2. 契約者は、当社に対し、掲載情報を指定サイト等以外の媒体においても広くユーザーに提供する目的で、当社が認めた個人又は法人その他の団体(以下「情報利用者」といいます)に対して、技術的方法の如何を問わず、掲載情報の全部を当社が提供することを無償で許諾するものとし、情報利用者は、自らが独自に作成し、又は公開する媒体(ウェブサイト、ブログ、メールマガジン、新聞、雑誌を含むがこれらに限られず、媒体の形態を問いません)において、掲載情報の全部又は一部を複製、翻案、公衆送信等の方法により無償で利用することができます。
3. 契約者は、当社及び情報利用者に対し、掲載情報にかかる知的財産権等を行使せず、また掲載情報にかかる権利を有する者をして行使させないものとします。但し、情報利用者が、当社との契約又はあらかじめ当社が定めた利用規約若しくはガイドライン等に違反して掲載情報を利用し、契約者の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、当該情報利用者に対して、掲載情報にかかる知的財産権等を行使し、又は行使させようとするときは除きます。
4. 当社は、本契約終了後においても、終了事由の如何を問わず、掲載情報をユーザーに対して提供する等当社グループの事業の範囲内において引き続き利用することができるものとします。

第12条(契約期間)

1. 本契約は、本契約の成立日から有効とし、契約者ページの掲載日より起算して1年後の応当日の前日まで(以下「本契約期間」といいます)とします。但し、別途合意した場合を除きます。
2. 本契約期間の満了日の1か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

第13条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます)は、申込書等に記載のとおりとします。なお、本サービスの利用料金は、契約者ページの掲載日から発生します。
2. 契約者が当社に支払う金額は、利用料金及び利用料金に対して課される消費税等の税金の合計額とします。
3. 本契約が終了した場合、本契約の終了月分の利用料金の支払いをもって、契約者の支払いは完了するものとします。

第14条(支払条件及び支払方法)

1. 契約者は、当社が発行する請求書に記載された支払期日までに、当社が指定した支払条件及び支払方法(契約者が選択することができる場合は、契約者が選択した支払条件及び支払方法)に従い、当社に支払うものとします。
2. 当社が必要と認め、契約者に相当期間を定めて通知した場合、当社は契約者に対して支払方法の変更を行うことができるものとし、契約者はこれに応じるものとします。
3. 利用料金の支払いにかかる手数料その他費用は、契約者が負担するものとします。

第15条(本契約の解約等)

1. 当社は、基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由に該当する場合、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに解除することができるものとします。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による本契約の終了は、当社による契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
2. 基本約款第6条第1項(基本契約の解約等)に定める事由以外の理由により、基本契約が終了したときは、本契約は自動的に終了するものとします。
3. 当社は、本契約の期間中においても、契約者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を解約することができるものとします。
4. 契約者は、当社所定の方法に従い、解約希望日の1か月前までに当社に対し

第16条(違約金)

1. 契約者ページの掲載日から6ヶ月以内に本契約が終了した場合、契約者は、当社に対し、違約金として、年間の利用料金の1/2に相当する額から、当該終了までの期間に応じた割合の利用料金の額(年間の利用料金の額を12で除して得た額に本サービスの利用開始日を含む月から当該終了日を含む月までの月数を乗じて得た額をいう)を控除した額に相当する金銭を当社が別途定める方法により直ちに支払うものとします。
2. 本サービスの廃止による本契約の終了の場合は、本条に定める違約金は発生しません。
3. 本条に定める違約金は、契約者が支払うべき損害賠償額の上限を定めたものではなく、契約者が当社に損害を与えた場合、契約者は、違約金の支払いに加え、当社に発生した全ての損害を賠償するものとします。

第17条(存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第5条第6項(アカウントの管理)、第7条(契約者の責任)、第8条(契約者サービス)、第10条(知的財産権等)、第11条(掲載情報の使用許諾)、第15条第1項(本契約の解約等)、第15条(違約金)及び本条の定めは有効に存続します。

改定日 2021年9月1日